

議第七七号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

右、議案を別添のとおり提出します。

令和元年十月二十一日

奈良県議会議員

清水

勉

同

佐藤

光紀

同

小林

誠

同

中川

崇

奈良県議会議長殿

議第七七号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「県職員の例により一定の」を「百分の百六十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

県議会議員の期末手当の決定方法を、これまで県職員の例により定めていたものについて、条例で直接規定を行う改正をしようとするものである。